

告示第2号

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第15号）第11条の規定により、公立沖縄北部医療センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年2月9日

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄県北部医療財団 名護市字宇茂佐1710番地

25

2 指定の期間 病院が開院した日から開院後30年を経過した最初の3月31日まで